（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	塩釜漁港（釜の渕泊地）の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	塩釜市漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 （ 室 ）	水産漁港部漁港整備推進室

1．当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理者	塩釜市漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理者	塩釜市漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 平成27年 3月	指定管理者	塩釜市漁業協同組合	
平成27年 4月 ～ 令和 2年 3月	指定管理者	塩釜市漁業協同組合	
令和 2年 4月 ～ 令和 7年 3月	指定管理者	塩釜市漁業協同組合	
令和 7年 4月 ～ 令和12年 3月	指定管理者	塩釜市漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2．現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	塩釜市漁業協同組合
	所在地	塩釜市新浜町三丁目30番17号
指　定　期　間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日 （5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3．施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	塩釜漁港（釜の渕泊地）の指定施設	
所　在　地	塩釜市新浜町三丁目地先	
設　置　年　月	平成13年4月	
根　拠　条　例　等	漁港管理条例	
設　置　目　的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　造	
	内　容	（泊地）延長714メートル及び幅員12．5メートル
開　館　（　所　）　日	通年	
開　館　（　所　）　時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	漁港管理条例第18条 第2号　指定施設の使用許可に係る申請の受付に関する業務 第3号　指定施設の維持管理に関する業務	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	170 隻	160 隻	159 隻	93.5%	99.4%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
プレジャーボート係留	170 隻	160 隻	159 隻	93.5%	99.4%
合　　計	170 隻	160 隻	159 隻	93.5%	99.4%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	5,550	5,129	4,970	89.5%	96.9%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収 入 計 (a)	5,550	5,129	4,970	89.5%	96.9%

(2) 支出

人件費	4,000	2,273	3,933	98.3%	173.0%
施設管理費	1,440	2,757	1,003	69.7%	36.4%
事業運営費	110	99	34	30.9%	34.3%
その他				-	-
支 出 計 (b)	5,550	5,129	4,970	89.5%	96.9%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	・塩釜漁港・釜の渕の指定施設において，当該漁港を利用するプレジャーボートを指定する場所に的確に係留させた。このことにより，プレジャーボートの漁港内の放置，無秩序な停係留等に起因する漁業者とのトラブルを未然に防止した。 ・桟橋の通行部分の床板170枚を交換。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	・上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	必要十分な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効率性	管理運営体制	・本業務を担当する職員を1名配置した。 ・人員不足が考えられる時には、他職員や組合員等の協力を求め、円滑に管理運営できるよう努めた。 ・担当以外の職員についても，漁港に赴く場合は指定施設等の漁港利用状況に注意するよう指示し，担当任せにしない体制を取った。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規　2 人　非正規　1 人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	・指定施設の使用許可申請書受付，許可書の交付，使用料の徴収を行った。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
有効性	利用実績	・利用隻数については，新規21隻の申込み，年間157隻の利用があった。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたことによる利用実績であると認められる。	A
	利用者サービスの向上	・施設を常に清潔に保つとともに，利用者の希望にそった安心して係留できる管理体制を取った。 ・通常巡回点検以外にも、天候を考慮した巡回点検等を行い、利用者に安心してプレジャーボートを係留できる管理体制を取った。 ・利用者個人の係留ロープが切れていた場合には、当組合で用意したロープで結び直し利用者に連絡をした。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	施設の清掃及び安全が巡回点検により確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	・申請書の受付時等窓口業務時に随時利用者の要望の把握に努めた。 ・その場で対応できる事項に関しては、利用者の利便性を考慮し即座に対応した。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	窓口対応等、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
その他	県民の平等利用	・県内，並びに他県のプレジャーボート係留施設利用者に対して，区別なく対応した。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	・巡回点検等により施設・設備の維持管理に努めた。 ・利用者への連絡を通して船舶の自然災害に対する事故防止を図った。 ・緊急対応を必要とする場合に，地元漁業者等の協力のもと速やかに対応できる体制を取った。	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	･個人情報の保護の重要性を認識し，管理運営業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては，個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例を遵守した。 ･指定管理者及び管理業務従事者には，管理業務で知りえた個人情報をみだりに他に知らせ，又は，	年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。	A
	自主事業の実施					
	その他の取組					
総　合　評　価			年度事業計画に基づき的確な事業運営に努めた。	A	調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	利用者より給電設備設置の要望があり、利便性を考えると要望に応えたいが、多額の設置費用が掛かり如何に費用を捻出するかが毎年の検討課題となっている。	適正な施設管理がなされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。